

広島県環境影響評価に関する条例及び広島県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十三号

広島県環境影響評価に関する条例及び広島県地方港湾審議会条例の一部を改

正する条例

(広島県環境影響評価に関する条例の一部改正)

第一条 広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

(広島県地方港湾審議会条例の一部改正)

第二条 広島県地方港湾審議会条例(昭和四十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「重要港湾」を「国際拠点港湾及び重要港湾」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。